

**(仮称) 昭島市児童発達支援センター事業詳細計画 (素案) に係る
パブリックコメントの結果について**

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1	12	2 特別支援 教育の状況	「情緒障害に関する固定学級については今後検討が必要です」とありますが、どのように検討される予定なのか。設置について前向きに検討していただきたい。	情緒障害等通級指導学級については、現在も設置しているところですが、情緒障害等固定学級設置の必要性を感じています。平成30年度に、中学校に情緒障害等固定学級を開設する予定です。
2	13		都立特別支援学校のところに高等部も記載してほしい。	審議会の中でも報告させていただきましたが、当該資料については、高等部の状況は把握が難しいため、小中学生にかかる年齢の児童・生徒とさせていただきます。
3	14	1 事業の体系	障害者（児）自立支援事業は、具体的にどのような事業か。	障害者総合支援法による、自立支援給付や地域生活支援事業で実施される福祉サービス等を想定しています。自立支援事業という文言については、自立支援給付等事業に変更いたします。
4			巡回は、幼稚園は考えていないのか。できれば入れてほしい。	巡回相談事業は、教育・保育施設及び学童クラブを対象としており、幼稚園も対象となっております。
5	18	1 必要となる事業別諸室	乳幼児の利用施設では、シャワールームが必要。	子ども用トイレにシャワーの設置を予定しています。
6	21・22	2 機能別諸室の要件	相談室には、プレイセラピーの場が確保され、グッズが揃って子どもが自然に使えるとよい。	ご意見のとおり、行動観察ができる相談室や親子で入室しやすいよう配慮した相談室を設置する予定です。
7			電気のスイッチ・コンセント・窓のカギなど小学生でもいたずらが激しいことがある。設置位置に十分な配慮を求める。	電話、スイッチ、諸室の鍵などは、安全な位置、構造に設置するよう配慮します。
8	23	1 各事業の職員配置	職員配置について、この人数は、現実的なものに基づいて出されているのか。	児童発達支援を先行して実施している自治体（小金井市、調布市、日野市）などへの施設見学を行い、当該施設の実施状況を参考に設定しています。
9	25	3 相談事業	「(仮称) 個別の発達支援計画」と「(仮称) 発達支援シート」、相談支援の「サービス等利用計画」と「個別支援計画」の違いがわかりづらいので、わかりやすい記述にしてほしい。	計画に記載のある用語について、用語説明でご説明させていただきます。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
10	30	5 発達支援事業（就学児童）	デイサービスなどただの預かりだけではなく、勉強も教えてもらえる場があるとよい。	放課後等デイサービスは単なる預かりの場ではなく、療育に主眼を置いた学習の支援を想定しております。
11			療育が中心になりすぎると、子どもの遊ぶ権利がなくなってしまう恐れがある。働く家庭の子どもの居場所ともなる放課後等デイサービスでは、子どもの遊ぶ権利の観点も必要。子どもの権利条約の視点を大切にしてほしい。	放課後等デイサービスは遊びの中でも、発達を促す事業と考えております。
12			新たなセンターでは自ら放課後デイサービスを運営するだけでなく、市内・市外の公民のデイサービス事業所の情報（得意な療育内容、利用者の傾向等）を収集し、要支援者の特性に適した生活支援を選択できるよう情報提供して頂けるよう希望する。	児童発達支援にかかる市の中核的な施設として、放課後等デイサービスへのニーズについても情報を把握し、放課後等デイサービス事業所と連携を図り、多様なニーズに対応できるよう取り組んでまいります。
13	31～33	6 連携事業	連携事業の中で、教育福祉総合センターとの絡みはどのようになっているのか。	（仮称）教育福祉総合センター内に設置予定である教育センター、子ども家庭支援センターと密接に連携いたします。
14			民間との療育の格差について。民間の放課後等デイサービスは、預かりを主体として、療育が行われていないところや、質的に問題のあるところも増えてきていると聞く。預け先がないゆえに、あきらめて通所せざるを得ないとも聞く。センターでの療育が障害児の一部に独占されることのないよう、民間の質の向上に努めてほしい。	放課後等デイサービスは、民間の事業所とも連携を密にして、相互に質の向上に努めてまいります。
15			子どもをみんなで見守り、育ててあげるという考え方は素晴らしいと思う。ぜひ地域連携の中に、長時間を過ごすことになる放課後等デイサービスの事業も取り入れてほしい。	児童発達支援センターは、地域の児童発達支援の中核的なコーディネート機能を担っておりますので、地域の放課後等デイサービス事業との連携を実施してまいります。
16	32	6 連携事業（3）教育委員会との連携	3つ目の○に特別支援学校の明記も必要。	ご意見のとおり「特別支援学級、特別支援教室、特別支援学校などに通う、児童・生徒に対し」とさせていただきます。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
17	35	7 地域支援事業 (3)教育・保育施設等職員研修など	教育・保育施設等職員研修について「支援が必要なことが分っている子ども」に直接関わる職員のみを対象としているように読めますので、「直接及び間接的と」して頂くことを希望する。	「○要配慮児童に直接及び間接的に携わる職員に向け、教育・保育施設、学校、学童クラブなどに人材を派遣したり、講演会を開催します。」のように文言を変更いたします。
18	36	8 保護者支援・研修・啓発事業	早期発見・早期対応のためにも、現在要配慮児童と関わっていない保育や教育に携わる方々や、市役所の関係部署職員の方々を対象に啓蒙活動を推進していただきたい。	啓発事業については 36 ページで述べているところですが、より明確になるよう具体的な事業内容の 2 行目を「発達障害に関する、関係機関及び地域の理解・啓発に努めます」と変更いたします。
19	38	10 運営主体	運営主体について、民間やNPOが運営主体になった場合、短い年限契約になる心配はないか。運営主体が不安定で、支援の必要な子ども達が不利益を受けることが無いよう配慮願う。	施設の安定した運営に向けて、適切な事業者を選定し、市と民間法人が密接に連携し第三者機関の評価も活用しながら事業を進めてまいります。
20	その他		重度障害児の移動手段として自動車は欠かせない。十分な駐車場の確保をお願いしたい。	(仮称) 教育福祉総合センターと兼ねて、十分なスペースの確保を図ります。
21			通う学校には部活がないので、運動の出来るクラブや自立に向けての調理室を使つての料理教室などをしてほしい。	事業の中では、必要な運動や自立に向けての支援を実施できるよう、環境を整備します。
22			長期休暇中の子どもの受け入れができる施設を併設してほしい。(障害児用学童保育所など)	放課後等デイサービス事業は長期休暇中も受け入れいたしますが、新たな障害児用学童などの施設の併設は想定しておりません。
23			保護者の突発的な病気・事故などで保育が困難になることがある。ショートステイ機能を持たせ、宿泊訓練ができるようにしてほしい。保護者のレスパイトとしても、ショートステイの機能は必要。(各市としても絶対数が足りない現状がある)	児童発達支援センターでは、宿泊を含むショートステイ事業については想定しておりませんが、保護者にやむを得ない理由が生じた場合、児童発達支援センターを利用している未就学児童を一時的にお預かりする、一時預かり事業を実施いたします。